

強化対策地区内で アブラムシ防除を実施します

市では、ウメ輪紋ウイルスの根絶と梅の再生に向けて、強化対策地区内のアブラムシ防除を行います。

対象地区 梅郷・和田町全域、柚木町1・2丁目と3丁目の一部、二俣尾1・3丁目と4丁目の一部、畑中1・2丁目の一部と3丁目、日向和田1・3丁目

対象植物 ウメ、モモ、スモモ、アンズ、ネクタリン、サクラソバなど

使用薬剤 コルト

※詳細は、自治会回覧および各戸配布のお知らせをご覧ください。

※薬剤散布は、周辺の状況に十分注意して行います。

公共施設等での実施 梅の公園、中道梅園、神代橋通り街路樹では、10月15日(雨天等で延期の場合は25日)に防除作業を実施します。当日は、梅の公園、中道梅園については、終日園内への立ち入りができまませんのでご注意ください。

お問い合わせ 梅の里再生担当

生産緑地地区の 都市計画変更図書の縦覧

生産緑地地区を、10月1日付で約130・98haから約130・64haに変更しました。この都市計画変更に伴う関係図書の縦覧を行います。

今回の変更内容は、農業の主たる従事者の死亡などにより、行為制限の解除を

場合は、事前にご相談ください。

縦覧場所・問い合わせ 都市計画課(市役所5階)



10月8日は「木の日」

地元産の木材を使って 元気な森を取り戻そう

身近なところから 木を使ってみませんか

青梅市は、面積の約63%を森林が占め、その70%以上は天然林、人工林のほとんどはスギやヒノキの私有林となっており、林業のまちでもあります。しかし、林業の採算性悪化から、手入れが行き届いていない箇所が見られます。

☆多摩産材を使う

暮らしの中で使われる木材は、私たちに健康面や情

緒面でよい影響を与えてくれます。

地元産の木材を使えばその収益が森林に還り、森林を育てることにつながります。

青梅市を含む多摩地域では、「東京の木多摩産材」として公共事業や公共施設、住宅への利用推進に取り組んでいます。

☆広く市民に開かれた森づくり

森林の整備に関する「森林ボランティア育成講座」を主催し、森林所有者や地

域住民と連携した市民参加による森づくりや森林ボランティアによる森林の整備を推進しています。

☆森林や木材に触れ合おう

林業家の仕事見学や木のおもちゃづくりなど木材に対する親しみや木の文化への理解を深めるための「木育」事業を実施しています。また、若手の林業家によって、森林内でのさまざまな体験活動を通じた森林環境教育に対する取り組みも始められています。

お問い合わせ 農林水産課 務水産係

青梅市住宅なんでも相談会

空き家の相続に関する相談にも、司法書士や行政書士が対応します

市では、青梅市住宅施策推進協議会との共催で、「青梅市住宅なんでも相談会」を開催します。

住宅の新築・増築・リフォーム、賃貸・売買、分譲マンションの管理組合の運営、空き家の管理に関することや土地・家屋に関する事など、住宅に関する悩みについて

日時 10月27日(土) 午後1時30分～4時30分

会場 市役所2階204・205会議室

費用無料

持ち物 住宅の図面、マンションの管理規約など、相談に関する資料

申し込み 24日の午後5時までに住所、氏名、電話番号、相談内容を電話、ファックス☎2233508、電子メール☎dw2570@city.ome.tokyo.jpまたは直接住宅課住宅政策係(市役所5階)へ

※相談会当日も受け付けますが、相談者多数の場合は事前受付の方を優先しますので、なるべく事前にお申し込みください。

ご存じですか「行政相談週間」

10月15日(月)～21日(日)

「行政相談週間」は、行政相談制度を国民の皆さんに広く周知して制度を利用していただくために設けられたものです。

国の仕事などについて、「説明に納得できない」、「処理が間違っている」などの苦情や要望を受け付けますので、ご利用ください。

☆「行政事情110番」(総務省行政相談センター)きくみみ東京 ☎0570・090110(I-P電話)をご利用の場合は、☎03・36331100、☎03・53311761

○青梅市行政相談市でも、総務大臣から委嘱された「行政相談委員」氏、関塚泰久氏

お問い合わせ 市民安全課市民相談係

無料で相談に応じます。

日時 10月9日(火) 午後1時30分～4時

※毎月第2火曜日に行政相談を行っています。

会場 市役所3階301相談室

相談内容 年金、保険、福祉、道路など行政全般

行政相談委員 小山正俊氏、関塚泰久氏

お問い合わせ 市民安全課市民相談係

行政書士による無料相談会

日時 10月15日(月) 午前10時～午後4時

会場 市役所2階202会議室

内容 相続、遺言、契約、各種許認可の手続き、書類作成等

直接会場へ

共催 東京都行政書士会 多摩西部支部

お問い合わせ 市民安全課 市民相談係

油・断・快適! 下水道

キッチンから流れ出た油は、下水道管のつまりや悪臭の原因となります。

鍋や食器に付いた油污は、洗う前に拭きとりましょう。このちょっとした行動が川や海の良好な環境にもつながります。



浄化槽の維持管理

10月1日は「浄化槽の日」です。浄化槽は、適正に維持管理を行わないと、排水を処理する機能を十分に発揮することができません。

そこで、浄化槽法では、浄化槽を使用する方が行うべき3つの義務を定めています。個人または法人で浄化槽を管理している方は、確実に実施してください。

①保守点検：都に登録した専門業者が定期的に実施する点検作業▽専門業者(都環境局ホーム

ページ ☎ http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/参照)へ申し込み

また、下水道接続等により浄化槽の使用を廃止した場合は、30日以内に都への届け出をお願いします。

お問い合わせ

▽保守点検について：都多摩環境事務所廃棄物対策課浄化槽担当 ☎042・528・2692

▽清掃について：市清掃リサイクル課清掃係

▽法定検査について：(公財)東京都環境公社多摩分室 ☎042・595・7982

環境にやさしい 買い物キャンペーン

環境省の呼びかけにより、毎年10月は3R推進月間と定められています。

市では、この3つのRに1つプラスして、4Rと定めています。

この機会に日頃の買い物について見直してみませんか。一人ひとりの行動がごみの減量につながります。

◆4Rとは？

▽ごみ減量のキーワードの頭文字をまとめたものです。

▽リデュース (Reduce) … 不要なものは断る。

▽リデュース (Reduce) … こみを減らす。

▽リユース (Reuse) … 繰り返し使う。

▽リサイクル (Recycle) … 資源として再利用する。

◆環境にやさしい
買い物とは？

▽レジ袋を断り、マイバッグを使う。

▽包装はできるだけ少ない物を選ぶ。

▽詰め替え用の商品を選ぶ。

▽必要なものを必要なだけ買う。

▽食材は地元産や旬のものを選ぶ。

お問い合わせ 清掃リサイクル課ごみ減量推進係



10月16日は「世界食料デー」 家庭でのフードロスを減らしましょう

世界では9人に1人が飢餓に苦しんでいる一方で、日本では年間約621万トンのまだ食べられる食品が廃棄されています。

10月16日の「世界食料デー」に合わせて、家庭で

のフードロス(食品廃棄)を減らす取り組みを実践しましょう。

▽食材を「買い過ぎない」

「使い切る」・「食べ切る」

冷蔵庫や戸棚などにある食材の在庫を確認してから

買い物に行きましょう。

▽買い物では、事前に陳列されているものを選ぶ

正しく保存して消費期限内に食べ切るなら品質に変わりはありません。

お問い合わせ 清掃リサイクル課ごみ減量推進係